

# 重要事項説明書

有限会社 ゆうわ

ディサービス ゆうわの里

秋田市雄和相川字向田表 172

電話 018-881-0880

# 重要事項説明書

(デイサービス説明書)

## デイサービスについての概要

事業所は、要介護状態または要支援状態事業者対象者である高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活の世話及び日常生活動作訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体、精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の運営にあたっては明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者介護保険施設、その他保険医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

事業を行う事業所の各所及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス ゆうわの里
- 二 所在地 秋田県秋田市雄和芝野新田字寺沢 2-1
- 三 管理者 賀藤 恵美
- 四 電話 018-881-0880 FAX 018-881-0881
- 五 指定番号 0572408490

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）
- 二 生活相談員 1名（兼務）  
生活相談員は、相談サービスの提供にあたるものとする。
- 三 介護職員 3名  
介護職員は、介護サービスの提供にあたるものとする。
- 四 運転手 1名（兼務）  
運転手は、利用者の送迎にあたるものとする。

事業所の営業日は次のとおりとする。

- 一 月曜日から水曜日まで、金曜日から土曜日までとする。  
年末年始として12月31日から翌年1月1日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供単位は1単位とし、その利用時間は午前9時00分から午後4時00分迄とする。  
事業所の利用定員は一日10人迄とする。

指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の内容は指定居宅介護支援事業所等または利用者本人の作成した居宅サービス計画書、介護予防サービス計画、介護予防サー

ビス・支援計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書、介護予防サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合は次に掲げるもののうち本会と利用者と相談（確認）によって選定し、サービスを行なうものとする。

一 身体介護に関する事

日常生活動作の程度により、必要な支援およびサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗の介助
- ウ その他必要な身体介護

二 入浴に関する事

家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア 衣類着脱の介助
- イ 身体清拭、洗髪、洗身
- ウ その他必要な入浴の介助

三 食事に関する事

給食を希望する利用者に対して必要な食事サービスを提供する。

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関する事

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る事ができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるような各種サービスを提供する。

- ア レクリエーション
- イ グループワーク
- ウ 行事的活動
- エ 体操
- オ 休養

五 送迎に関する事

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア 移動。移乗動作の介助
- イ 送迎

## 六 相談、助言に関する事

- ア 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ 住宅改良に関する相談、助言
- エ その他必要な相談、助言

## 七 苦情に関する事

指定地域密着型通所介護事業所及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業所は、提供した地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置する等の必要な措置を講じ、利用者および家族に説明する。指定密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業に関する相談、要望等の相談窓口担当者は生活相談員となっておりますので申し出てください。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

秋田市の場合は下記の窓口があります。

介護保険課 電話 018-866-2407

長寿福祉課 電話 018-888-5668

## 八 緊急時の対応

指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業従事者は指定通所介護の提供を行なっている時に利用者の様態の変化等があった場合、その他の必要な場合、速やかに主治医の医師に連絡を行なう等の必要な措置を講じます。

## 九 非常事態対策

- ア 防災の対応、消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに非難、誘導にあたります。
- イ 防火管理者を選任し、消火設備、必要設備を設けます。
- ウ 消防法に基づき消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、非難訓練を年間で実施します。

## 十 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

#### 十一 ハラスメントの防止

1. 事業者は、利用者及び職員に対するハラスメントに迅速且つ適切に対応するため、ハラスメント防止規定を策定し、周知するとともに必要な研修を定期的実施するものとする。
2. 対象となるハラスメントは次のとおりとする。
  - (1) パワーハラスメント
  - (2) セクシュアルハラスメント
  - (3) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
  - (4) カスタマーハラスメント
  - (5) その他あらゆるハラスメント
3. 事業者は、前項のハラスメントの相談及び苦情処理責任者を配置し、次の業務を行う。
  - (1) 事実関係の聴取
  - (2) 事実の周知
  - (3) 研修の実施
  - (4) 再発防止の策定その他必要な業務

#### 十二 業務継続計画の策定等

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスなどの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附 則

この規定は、令和4年10月1日に介護報酬改定に伴う、「虐待防止に関する事項」、「ハラスメントの防止」、「業務継続計画の策定等」等の追加並びに文言整理のために既定の一部を改訂する。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

〒010-1202 秋田市雄和芝野新田字寺沢 2-1

デイサービスゆうわの里

管理者 賀藤恵美

説明者

生活相談員 賀藤 恵美 印

私は、契約書および本書面により、事業所から指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び第一号通所事業について重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

家族/代理人

住所

氏名

印